

人事院公示第9号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、平成6年人事院公示第14号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成30年12月7日

人事院総裁 一宮 なほみ

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
1 (略)	1 (同左)
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一・二 (略)	一・二 (同左)
三 人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）に規定する次に掲げる事項	三 人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）に規定する次に掲げる事項
(1) (略)	(1) (同左)
(削る)	(2) <u>第4条第1項及び第2項の規定に基づき、人事院が定めることとされている非常勤職員について定めること。</u>
(2) (略)	(3) (同左)

<p>(3) <u>第4条第1項第7号の規定に基づき、人事院が定めることとされている期間について定めること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(4) <u>第4条第2項の規定に基づき、人事院が定めることとされている非常勤職員について定めること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(5)~(10) (略)</p>	<p>(4)~(9) (同左)</p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (同左)</p>

2 この決定による改正は、平成31年1月1日から効力を発生する。